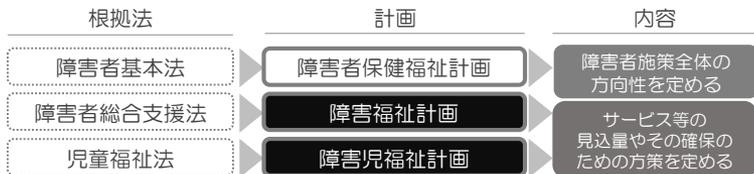


位置づけ



期間



主な到達目標

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
令和5年度末までに、令和元年度末時点の全施設入所者数545人のうち、17人の地域生活への移行を目指す など
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【拡充】
令和5年度末までに、地域生活支援拠点を確保し、その機能の充実のため、運用状況の検証・検討を年1回以上行う
- 福祉施設の利用者における一般就労への移行等【一部新設】
令和5年度末時点において、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を通じた一般就労への移行者数を361人とすることを目指す など
- 障害児支援の提供体制の整備等【一部拡充】
令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内各区に少なくとも1カ所以上確保することを目指す など
- 相談支援体制の充実・強化等【新設】
令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を強化するための体制を確保することを目指す
- 障害福祉サービス等の質の向上【新設】
令和5年度末までに、実地指導等・集団指導の実施回数の増加を目指す など

見込量

- 到達目標を踏まえ、国の求める事項（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業など9項目）ごとに必要な量や事業の実施回数等について見込量を定める。
- 見込量は、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等のほか、これまでの実績の伸び率も考慮して算出している。
- 見込量の確保のため、右記の方策に取り組んでいく。

見込量確保のための方策

障害者施策を推進するための方策

- 障害福祉サービス
 - 訪問系サービス：事業者への情報提供を積極的に行い、指定事業所の拡大に努める。
 - 日中活動系サービス：特に重い障害のある方への提供体制の整備に努める。
 - 居住系サービス：共同生活援助（グループホーム）について、事業者への支援制度等の周知を行い、新規事業所の開設を促す。
- 相談支援
 - 計画相談支援：障害福祉サービス事業所に対し、説明会等により運営モデルを提案することで、既存事業者の事業拡大や新規事業者の増加を促す。
 - 精神障害のある方を対象とした地域移行支援と地域定着支援：精神科病院との連携強化やピアサポーターの活用に計画的に取り組むことで、事業の促進を図る。
- 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援
 - 児童発達支援：児童発達支援センターを拠点に、本市の就学前療育支援体制に基づく相談支援や療育の提供を行う。
 - 放課後等デイサービス：特に重症心身障害児等の特別な支援が必要な児童の受入が可能な事業所の新規開設に向けて、人材育成等を含めた受入体制の拡充を進める。
- 発達障害のある方等に対する支援
 - アーチルを中心として児童発達支援センター、区保健福祉センター、学校等の関係機関との連携強化を図るとともに、支援者の人材育成に努める。
 - 医療、保健、福祉等の関係者で構成する協議会において、関係者の連携強化を図り、本市の実情に応じた支援体制の整備を進める。
 - ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを本格実施し、児童の個性に合った子育ての支援を進める。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - 精神保健福祉審議会において、「地域における支援体制のあり方」と「精神障害者の地域移行の推進」を主題に、課題の整理や課題の解決に向けた仕組みの具体的な検討を進める。
- 相談支援体制の充実・強化のための取組
 - 令和2年7月に開設した基幹相談支援センターで、相談支援従事者のサポートを行い、相談支援事業所等の支援力向上に努めるとともに、人材育成や他機関との協力関係の構築を進め、地域の相談支援体制の充実・強化を図る。
- 障害福祉サービスの質を向上させるための取組
 - 本市職員の障害福祉サービス等に関する知見を向上させるとともに、実地指導や新規事業所訪問、集団指導を通じて事業者への指導を充実させ、支援の質の向上を目指す。
- 地域生活支援事業
 - 意思疎通支援について、人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、利用者のニーズに沿った支援の提供に努める。
 - 日常生活支援や社会参加支援等について、サービス提供体制を支える人材確保の取組を進める。
- 地域生活支援促進事業
 - 関係機関との連携を強化するとともに障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止研修を継続的に実施し、障害者虐待の未然防止を図る。
 - 発達障害者支援体制整備事業について、自閉症児者相談センターに発達障害者地域支援マネージャーを配置し、事業所への支援を行う。また、本人や保護者と協働してサポートファイルを作成すること等を通じ、発達障害のある方や発達に不安を抱える方への支援の拡充を図る。
- 新型コロナウイルス感染症への対応
 - 情報保障の確保と各種イベント・研修の実施
 - 在宅で生活する障害のある方への支援と訪問系サービス提供の継続
 - 障害福祉サービス事業所等における感染防止対策の実施とサービス提供の継続
- 今後取り組むべき事項
 - 障害理解・差別解消の促進
 - 障害児相談支援体制の充実・強化
 - 地域生活支援拠点・基幹相談支援センター等重層的な支援体制の拡充
 - 重度の障害のある方に対する支援の充実
 - 就労と社会参加の充実